

制定 17年3月31日
17工ネ財計87号
一部改正 17年7月28日

平成17年度

定置用燃料電池大規模実証事業

応募の手引き

(財)新エネルギー財団の定置用燃料電池大規模実証事業費助成金は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が定めた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第4条に基づく助成金を定置用燃料電池システムを大規模に設置し、一般家庭等の運転データ等の実測データを取得する事業者に交付するものです。

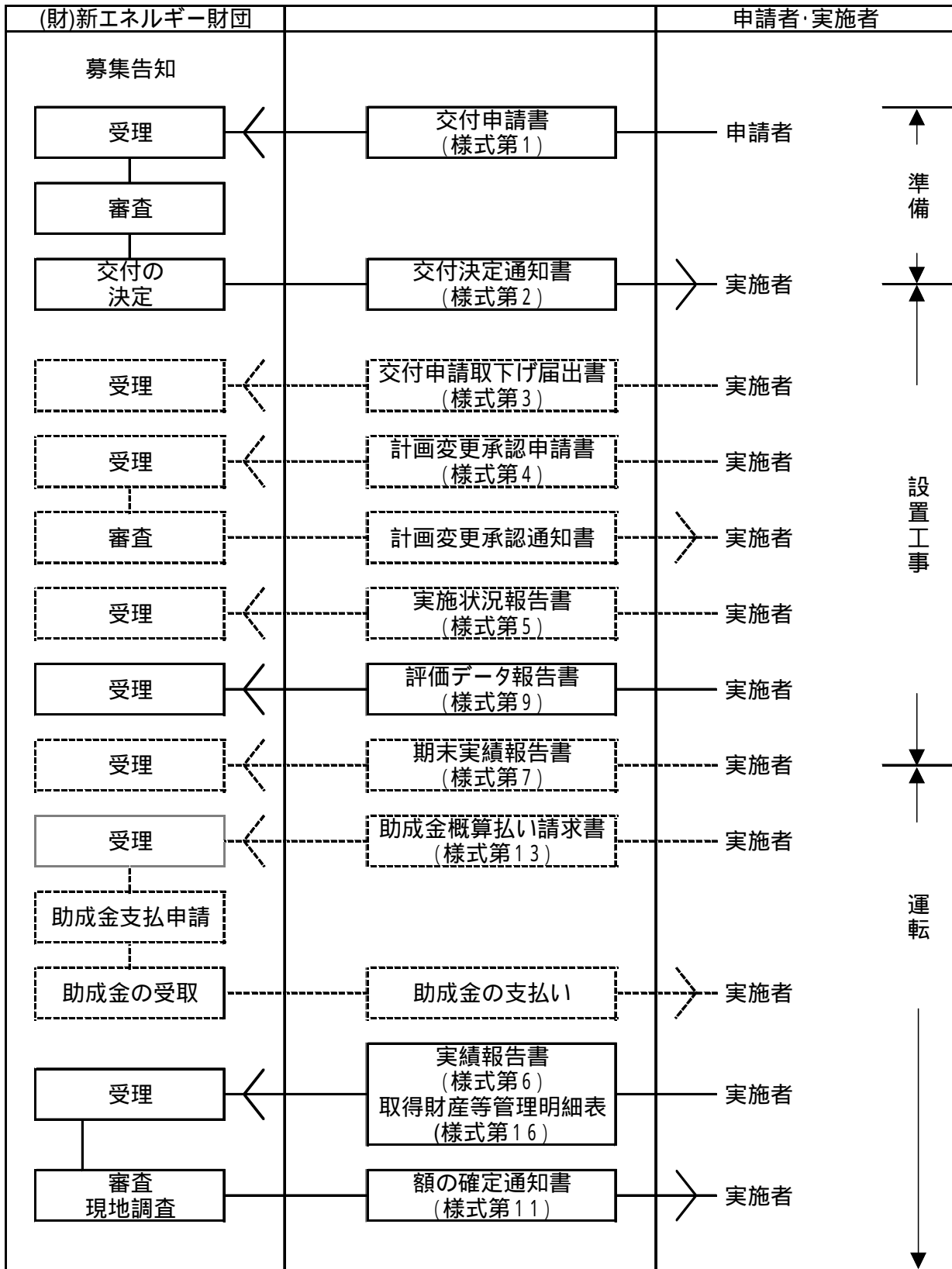
平成17年7月
財団法人 新エネルギー財団

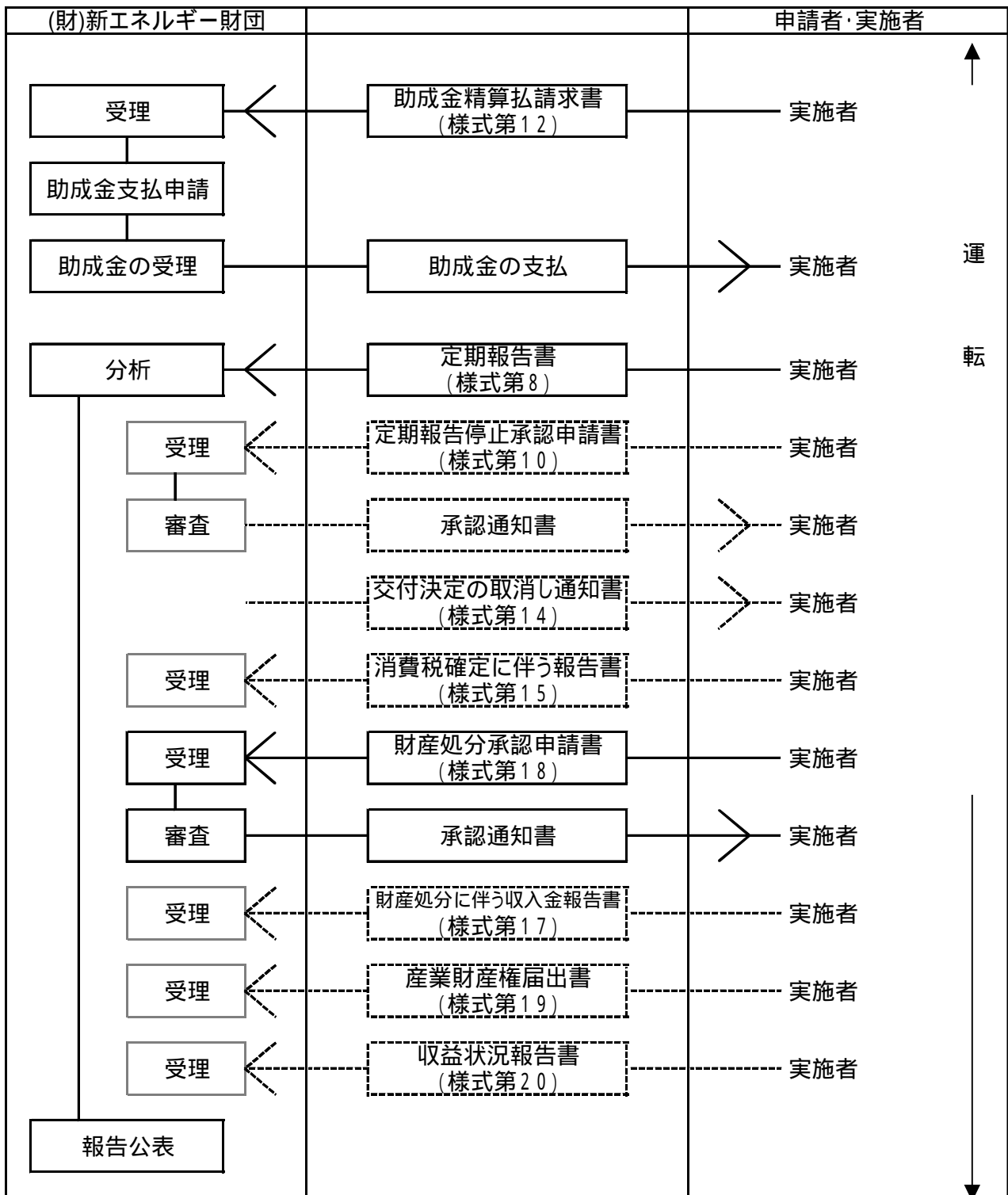
助成金を申請される皆様へ

最近特に、補助金等の不正受給などの不正行為に対して社会全体からの厳しい目が注がれており、財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）としましても、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

今回定置用燃料電池大規模実証事業に申請、実施される皆様におかれましては、以下について、充分ご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 . 助成金の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 . 助成対象設備については、財団の交付決定日前において、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
- 3 . 財団は、申請者が偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）及び財団は、相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと、並びに実施者等の名称及び不正の内容を公表します。
- 4 . 以上の事項に違反した場合は、財団からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、財団からの助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年 10.95%の利率）を加えてお返しいただくこととなります。
- 5 . 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）第 29 条から第 33 条には、虚偽及び不正行為等が認められた場合に関する厳しい罰則規定（刑事罰等）が設けられています。





1．助成対象事業について

1kW級定置用燃料電池システムを大規模に設置し、一般家庭等の運転データ等の実測データを2年間取得する事業とする。

2．助成対象事業者について

助成対象システムに燃料を供給するエネルギー供給事業者とする。

3．助成金対象経費について

助成金交付の対象となる経費の範囲は、システムの設置に要する費用であり、次表の通りとする。

助成金対象経費

対象設備	対象経費
燃料電池本体	燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置などの燃料電池本体の購入に要する経費
貯湯槽	回収したお湯をためるための貯湯槽の購入に要する経費
バックアップバーナー	貯湯槽のお湯で足りなくなった場合に機能するバックアップバーナーの購入に要する経費
計測機器	運転データ等の実測データを取得するための計測機器の購入に要する経費
配線・配線器具の購入・据付	配線・配線器具の購入及び据付に要する経費
配管・配管器具の購入・据付	配管・配管器具の購入及び据付に要する経費
工事に関する費用	システムに係る機器の据付及び工事に要する経費及び上記システムの据付に伴って必要となる改修工事等に要する経費

なお、ここに掲げた対象設備以外の設備（バッテリー等）を設置することは差支えないが、助成金対象とはならない。

さらに、竣工検査立会費用、申請手続費用、メンテナンス費用等の経費については、助成金対象とはならない。

4．助成金の額について

財団が実施者に対して交付する助成金の額は、システム設置1台当たり600万円を上限とする。

5．助成事業実施期間及び事業終了日について

平成17年度助成事業実施期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1期募集に係る事業実施期間
事業開始日：第1期助成金交付決定日
事業終了日：平成17年9月30日
- (2) 第2期募集に係る事業実施期間
事業開始日：第2期助成金交付決定日
事業終了日：平成18年2月28日

6. 助成事業の募集期間について

平成17年度の募集期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1期募集
募集期間：平成17年3月18日から平成17年4月15日まで
- (2) 第2期募集
募集期間：平成17年8月15日から平成17年9月15日まで

7. 助成金交付の申請について

募集期間に助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1(別紙1)の記載例に従って必要書類を作成し募集期間内に財団宛提出のこと。
また、申請にあたっては、以下の点に注意する。

(1) システム

助成の対象となるシステムは、次の要件を満たすものとする。

- 1) 住宅等への設置に適したシステムで定格出力が1kW級であるもの。
- 2) 未使用品であること。(中古品は対象外。)
- 3) 助成事業実施期間中に次の4)の要件に適合するシステムを30台以上申請者に提供できるメーカーのシステムであるもの。
- 4) 自己認証において、次の要件に適合するもの。ただし、燃料種がLPGの場合は2%の効率低下を容認する。
 - (a) 定格運転時の発電効率が30%以上(HHV)であること
 - (b) 定格運転時の総合効率が65%以上(HHV)であること
 - (c) 50%負荷運転時発電効率が27%以上(HHV)であること
 - (d) 50%負荷運転時総合効率が54%以上(HHV)であること
 - (e) システムの耐久性が2年以上であること。

(2) 申請者(応募資格)

- 1) 助成対象システムに燃料を供給するエネルギー供給事業者であること。
- 2) 助成事業実施期間毎に同一メーカーからシステムを5台以上、合計10台以上設置でき、運転データ等の実測データを2年間取得できること。

(3) 協力事業者

協力事業者とは、本事業の参画要件(最低台数等)を満たさないエネルギー供給事業者であって、メンテナンス、緊急時対応等において実施者を補佐する事業者とする。

なお、協力事業者の協力を得て設置する燃料電池については、本事業への参画要件(最低台数等)算出には参入されない。

協力事業者として行う協力事業について、契約書や覚書を交わしたほうが好ましいと考えます。この場合、交付規程に定める事項を内容とする契約を締結して下さい。

(4) その他

- 1) リース契約、レンタル契約を前提としてシステムを設置する場合は、応募出来ない。
- 2) 実施者が助成対象経費に対して、システム設置サイトの住人や協力事業者から金銭を徴収してはならない。
- 3) 建売や賃貸住宅にシステムを設置した場合、システムの設置に伴う売却価格や賃貸価格への上乗せはしてはならない。

8. 交付申請書の提出方法について

交付申請書は、持参又は郵送とする。郵送の場合は締切日財団必着とする。締切時間後に到着したものについては受理しない。

郵送の場合は、必ずあて先に「燃料電池部」名を記入し、「定置用燃料電池大規模実証事業交付申請書在中」と朱書きすること。

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:30(土、日、祝日を除く)

郵送先

財団法人新エネルギー財団 計画本部 燃料電池部
〒102-8555 東京都千代田区紀尾井町3番6号秀和紀尾井町パークビル6階
電話：03-5275-9822
FAX：03-5275-9831

(1) 交付申請書様式第1(別紙1)の事業実施内容等の記載は、次の点に注意し記載のこと。

- 1) 事業内容については、事業の概要、効果及び事業を推進することで助成事業全体に貢献できる内容について記載のこと。
- 2) 実施体制については、助成事業を実施するのに必要な人員及び協力事業者を組織図とともに記載のこと。
- 3) メーカー選定理由については、メーカーの実績、供給体制、メンテナンス体制、仕様を満たしうる技術力が備わっているか等について記載のこと。

(2) 交付申請書様式第1(別紙2)のシステム設置件数等の記載の方法は、設置先が未定の場合、そのメーカー、燃料種毎にまとめて記載し、その設置先の選定方法について記載のこと。例えば、一般公募を行い、設置先の種々の条件を勘案のうえ決定するなど、具体的に記載のこと。

(3) 提出書類

申請者は、募集期間中に以下の書類を財団に提出のこと。

- 1) 交付申請書(様式第1、交付申請書記載例参照)

- 2) メーカーからのシステム提供確認書
- 3) 経理状況説明書（最近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）
- 4) 定款又は寄付行為

9. 交付の決定について

- (1) 交付の選定にあたっては、財団内に設置した委員会において、特に以下の事項等に重点を置き審議し、交付先を決定する。
 - 1) 助成事業の内容が、交付規程及び応募要領の要件を満たしていること。
 - 2) 申請者の事業内容、実施体制、メーカー選定理由等が適切であること。
 - 3) システム設置先（設置先が未定の場合は、その選定方法）等が適切であること。ただし、応募に係る助成金額の合計が予算の範囲を超えるときは、設置件数の絞込みを行う場合がある。
- (2) 詳細データ報告サイトの決定について
詳細データを取得する設置先は、交付決定時において実施者とメーカー毎に2ヶ所のシステムを指定する。
なお、交付決定時に設置先がすべて決定していない場合は、実施者はこれが決定した時点で、指定する書式により財団に設置先一覧表を提出するものとし、財団は一覧表より2ヶ所を選定して、詳細データを取得する設置先として指定する。
- (3) 交付決定の結果について
助成金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書によりその旨を申請者に通知するとともに財団ホームページに掲載する。
なお、交付決定に際して必要な条件を付することができる。
また、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知する。

10. 契約について

助成事業に係る発注等は、交付決定後において、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、3社以上の競争により発注先を決定するものとする。
従って、交付決定時に発注先が決定しているもの及び契約が終わっているものは助成事業の対象外となる。
また、実施者は、助成事業を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとするときは、交付規程に定める事項を内容とする契約を締結しなければならない。

11. 助成事業の経理について

助成事業の経理については、助成事業以外の経理（見積書、請求書、領収書等の帳票類を含む）と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

12．助成事業の計画変更について

助成事業の計画変更は、次に該当する場合のみ認める。

- (1) 設置件数を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の完了日を変更しようとするとき(完了日を早める場合の計画変更は不要)。
- (3) 助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (5) その他

なお、計画変更に対しては、次期の設置件数の台数割り当てにおいて考慮することがあるので注意のこと。

13．助成事業の完了について

システムを設置し、居住などしており、初期データが取得でき、実施者からメーカー等へ助成対象経費の支払が完了した時を持って、助成事業の完了とする。

14．実績報告書について

実施者は、事業終了日までに次の書類を添付して実績報告書を財団に提出すること。ただし、期末実績報告書に添付した書類は省略することができる。

- (1) 助成対象経費の支払を証明する領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) 初期運転確認を行うための初期データ
- (4) 取得財産等管理明細表(様式第16)
- (5) 応募要領に記載されている助成対象システムの要件を確認できる資料を添付のこと。

15．期末実績報告書について

実施者は、交付決定において認めた助成事業実施期間内に助成事業が完了しないことが見込まれる場合は、計画変更の承認を得た上で当該期間の末日までに期末実績報告書を財団に提出すること。

なお、期末実績報告書提出までに、助成事業の一部が完了したシステムについては、事業完了として取り扱うので、次の書類を添付して財団に提出すること。

- (1) 助成対象経費の支払を証明する領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) 初期運転確認を行うための初期データ
- (4) 取得財産等管理明細表
- (5) 応募要領に記載されている助成対象システムの要件を確認できる資料を添付のこと。

16．助成金の額の確定について

- (1) 財団は、実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、そ

の報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、実施者に速やかに通知する。

- (2) 交付決定の通りシステムが設置されていない場合や居住などしていない場合は、助成金の支払が行われないことがある。
- (3) 額の確定にあたっては、関連会社からの調達分の利益相当分の排除、商社の手数料等の排除等を行う。

17. 助成金の精算払いについて

実施者は、助成金の額の確定後、精算払い請求書を財団に提出する。
財団は、機構から支払を受けた後、速やかに実施者に助成金を支払う。

18. 助成金の概算払いについて

実施者は、期末実績報告書提出までに完了したシステムについては、概算払い請求書を財団に提出をすることができる。

概算払いについては、必要があると認める場合に機構から支払を受けた後、速やかに実施者に助成金を支払う。

期末実績報告書を提出して、設置が完了し初期データが取得でき、支払が終わっているシステムについては、事業完了として概算払いできる。

19. 取得財産の管理及び処分の制限について

- (1) 実施者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (2) 実施者は、交付規程第23条第1項により処分制限された取得財産等については、管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、様式第16による取得財産等管理明細表を交付規程第11条第1項に基づいて実績報告書に添付して提出しなければならない。
- (3) 取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。
- (4) 実施者は、交付規程第23条第1項により処分制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは、様式第17による収入金報告書を財団に提出し、財団の請求に応じその収入の全部又は一部を財団に納付しなければならない。
- (5) 取得財産の管理及び処分については、以下の点に注意すること。
 - 1) 取得財産の処分制限期間は4年間である。
 - 2) システムは、実施者の財産である。ただし、システムを売却、譲渡、交換、貸与、担保、廃棄などを行う場合、承認申請が必要になる。この場合、助成金の全部又は一部の返還が必要になる。
 - 3) 2年間の定期報告終了後、撤去・廃棄することを原則とするが、引き続き運転試験することも可能である。ただし、いずれの場合にも別途、申請と承認が必要である。

20. 定期・評価データ取得項目について

定期報告データ及び評価データ報告項目は次のとおりとする。

一般データ報告項目としては(1)～(6)の項目とし、詳細データ報告項目としては(1)～(8)の項目とする。

なお、特別な事由がある場合は、別途財団と協議する。

(1) 燃料電池発電量

スタックの発電により燃料電池本体の交流端から設置先の系統へ出力される電力量とする。ただし、燃料電池本体内に設けられた補器類で消費される電力は、燃料電池発電量に含めない。

(2) 燃料電池受電量

燃料電池本体に対して商用の系統から供給される電力量とする。例えば、待機中に消費される電力量、起動/停止中に消費される電力量等がこれに相当する。

(3) 燃料電池燃料供給量(高位発熱量)

燃料電池本体に対して供給される燃料ガス流量から算出する。燃料ガス流量は温度補正、圧力補正を行う。発電中に消費される燃料ガス流量だけではなく、待機中に消費される燃料ガス流量及び起動/停止中に消費される燃料ガス流量も含まれる。

(4) 燃料電池熱回収量

燃料電池本体で発生した熱量を、貯湯槽等などの蓄熱部に熱搬送する際に、燃料電池本体から取り出される熱量を燃料電池熱回収量とする。例えば、燃料電池本体から熱搬送する水等の熱媒体の水温度差と水量等から算出することができる。また、貯湯槽などの温度状態により燃料電池本体から送り出される熱量が算出される場合には、これを用いてもよい。

なお、設置先の系統へ出力される電力量のうち、ヒーター等により貯湯熱量として回収される熱量は、別途データを取得し、その熱量は除外する。

(5) 発電時間

上記(1)の燃料電池発電量が正(プラス)である時間を発電時間とする。

(6) 故障内容(故障部位、対応方法、原因等)

異常を検知して自動停止、あるいは、実施者又は実施者の指示により作業者が運転停止させ、修理作業等することを故障という。ただし、作業者が現場に赴くことなしに遠隔操作等で運転停止、再起動させた場合及び設置先の利用者が運転停止、再起動をさせることは故障とはしない。

修理作業等が連続した複数日に及ぶ場合において、同一原因での故障対応は1回の故障とカウントする。

故障内容、対応方法の申告は下記の凡例を用いて行う。

故障部位の凡例

A: スタック

B: 燃料処理装置

C: 空気供給装置

D: 水供給装置

E: 熱回収装置

F: インバータ

G: 制御装置

H：その他
対応方法の凡例

：全交換

：一部交換

：交換なし（調整作業、制御仕様変更、再運転操作など）

：その他（具体的に対応方法を記載）

なお、定期メンテは故障には含めないが、定期メンテナンスの内容と回数の実績を報告すること。

（7）燃料電池電力供給量

設置先の電力需要に利用される電力量とするので、（1）燃料電池発電量から逆潮流される電力量及びヒーター等へ供給される電力量を差し引いた電力量とする。

（8）燃料電池湯供給量

燃料電池本体から貯湯槽等に蓄熱され、設置先の熱需要（給湯、温水暖房など）に利用される熱量とする。例えば貯湯槽から熱搬送する水などの熱媒体の水温度差と水量等から算出することができる。また貯湯槽等の温度状態により貯湯槽から取り出される熱量が算出される場合には、これを用いてもよい。

21．評価データ報告について

- （1）実施者は、システムを設置し、初期データを取得した日以降に最初に到来する9月1日から15日まで又は3月1日から15日までの期間に一般データ又は詳細データを取得し、取得期間の末日の翌日から起算して5日以内に評価データ報告書を財団に提出しなければならない。
- （2）評価データを定められた提出期限までに提出できない場合は、あらかじめ評価データの提出できない旨の理由等を記載し、財団に報告しなければならない。

22．定期報告について

- （1）実施者は、実績報告書又は期末実績報告書の提出の翌月の1日から2年間、定期データ取得項目に掲げるデータのうち一般データは、交付決定に基づいて設置したすべてのシステム（交付決定において財団がシステムのメーカー毎に指定する2ヶ所のシステムを除く。）において又詳細データは、交付決定において指定する2ヶ所のシステムにおいて取得しなければならない。
- （2）取得したデータは、四半期の最終月の翌月20日までに定期報告書を財団に提出しなければならない。
- （3）財団の指定するシステム以外の設備について、詳細データを取得して報告を行うことを妨げない。

23．定期報告の停止について

- （1）実施者は、定期報告を停止するときは、あらかじめ定期報告停止承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (2) 居住者が引越や長期出張などにより定期報告ができなくなった場合は、定期報告停止承認申請書が必要となる。この場合助成金の返還が必要となる。
- (3) 居住者が自宅を売却、譲渡、貸与などにより定期報告ができなくなった場合、定期報告停止承認申請書が必要となる。この場合、助成金の返還が必要となる。ただし次の居住者により引き続き定期報告が可能な場合は助成金の返還を必要としない場合がある。

24. 取得データ等の取扱について

取得データ等の取扱は、次のとおりとする。

- 1) 評価データ報告を受けたデータについては、メーカーと実施者の組毎に効率性能、信頼性能、耐久性性能等の評価・検討を行い主として次期の設置件数の台数割り当てにおいて考慮するほか、機構に報告するとともに、公表するものとする。
評価は A、B、C、D の4段階評価により、A 評価の組についてはホームページ (<http://www.nef.or.jp/>) で公表する。
- 2) 定期報告を受けたデータについては、効率性能、信頼性能、耐久性性能等の評価・検討を行い、機構に報告するとともに、燃料電池の導入・普及に向けた情報として共有を図る。

25. 調査について

- (1) 実施者は、財団が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- (2) 財団が必要があると認めるときは、機構の職員又は経済産業省の職員を立ち合わせることができるものとし、実施者はこれに応じなければならない。

26. 協力について

財団は、助成事業の円滑なる運営を図るため必要があるときは、実施者等に対して協力を求めることができる。

27. 事業実施の確実性について

助成金の有効利用の観点から、申請者は計画変更等が生じないように全体計画をよく吟味し申請すること。交付決定後、申請者の都合により設置件数の減少や辞退及び完了日を延長した場合、次期の設置件数の台数割り当てにおいて考慮することがある。

28. 助成金の返還、取消し、罰則等について

実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられるので留意すること。

- (1) 交付規程第17条の規定による交付決定の取消し並びに交付規程第18条の規定によ

る助成金等の返還及び加算金の納付。

- (2) 機構及び財団は、相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わない。
- (3) 機構及び財団は、実施者等の名称及び不正内容を公表する。

29. 圧縮記帳について

本助成事業における助成金は、法人税法施行令第79条第五号に定める独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第三号に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金に該当します。

なお、詳しくは、最寄りの税務署に「定置用燃料電池大規模実証事業費助成金」と明示した上で直接お尋ねください。

提出書類についてのお願い。提出書類は、片面印刷として下さい。

(様式第1)

交付申請書記載例

書類番号がない
場合は無くても
良い

第 号
平成 年 月 日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所 東京都千代田区紀尾井町3番6号
秀和紀尾井町パークビル6階

申請者 名 称 株式会社 新エネルギー財団
代表者名 代表取締役社長 山本幸助

代表者印

平成 17年度第2期交付申請書

定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 助成事業の内容(事業計画)(別紙1)
(別紙1に記入のこと。)

2. 交付申請額
金90,000,000円(6,000,000円×15台)

3. 助成事業実施期間
事業開始予定日及び事業終了予定日

- (1) 事業開始予定日 平成17年10月15日
- (2) 事業終了予定日 平成18年2月28日

4. システム設置件数、メーカー及びシステムの仕様(別紙2)
(別紙2に記入のこと。)

5. 添付資料

- (1) メーカーからのシステム提供確認書
- (2) 経理状況説明書(最近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)
- (3) 定款又は寄付行為

助成金交付決定日以降の年月日とする。第2期の交付決定は、概10月初旬頃を予定

助成事業終了日あるいはそれ以前の年月日とする。
第2期助成事業終了日は、平成18年2月28日

システム提供確認書(サンプル)を参考にして下さい。

(注) 1. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

助成金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 助成金額

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判片面印刷とし、縦位置とする。

(別紙1)

助成事業の内容(事業計画)

申請者	所在地	〒102-8555 東京都千代田区紀尾井町3番6号秀和紀尾井町パークビル6階				
	名称	株式会社 新エネルギー財団				
	代表者氏名	代表取締役社長 山本幸助				
連絡先	部署名	燃料電池事業部 燃料電池推進部 燃料電池推進課				
	担当者氏名	水素太郎				
	住所	〒102-8555 東京都千代田区紀尾井町3番6号秀和紀尾井町パークビル6階 Tel: 03-5275-9822 Fax:03-5275-9831 e-mail: nef@nef.or.jp				
協力事業者	事業者名	(株)				
	部署名					
	担当者氏名					
	住所	〒123-4567 都(県) 1-2-3 Tel: 03-1234-5678 Fax: e-mail:				
協力事業者	事業者名	(株)				
	部署名					
	担当者指名					
	住所	〒123-4567 都(県) 1-2-3 Tel: 03-1234-5678 Fax: e-mail:				
システム	メーカー名	件数(台)	経費	助成事業に要する経費(円)	助成対象経費(円)	
	(株)	7(5)		合計を記入して下さい。		合計を記入して下さい。
	(株)	8(5)				
合計	15(10)					
事業実施内容等	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 目的 概要 実施期間 等について記載のこと。 10台以上が申請条件です。()内は協力事業者を除いた数字です。			<ul style="list-style-type: none"> 期待される効果 助成事業全体への貢献 	
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 必要な人員 協力事業者 組織図 等について記載のこと。				
	メーカー選定理由	<ul style="list-style-type: none"> メーカーの実績 メンテナンス体制 供給体制 等の仕様を満たし得る技術力が備わっているかについて記載のこと。				
	その他					

(別紙2)

システム設置件数等

申請者名称：(株)新エネルギー財団

メーカー名	燃料種	件数(台)	定格出力 (kW)	定格運転時の 発電効率 (HHV) (%)	定格運転時の 総合効率 (HHV) (%)	50%負荷 運転時の 発電効率 (HHV) (%)	50%負荷 運転時の 総合効率 (HHV) (%)	耐久性 (年)	設置先の種類と住所
(株)	都市ガス	7	1	30%以上	65%以上	27%以上	54%以上	2年以上	
	LPG								
(株)	都市ガス								
	LPG	8	1	28%以上	63%以上	25%以上	52%以上	2年以上	

(注) 1. 設置先が未定の場合はメーカー・燃料種毎にまとめて記載して下さい。

2. 設置先が未定の場合は、その選定方法について下記に記入して下さい。

設置先が未定の場合、選定方法の記載については、例えば、一般公募を行い、設置先の種々の条件を勘案のうえ決定するなど、具体的に記載のこと。

平成 年 月 日

システム提供確認書 (サンプル)

申請者 名称
代表者名あて

住 所
メーカー 名 称
代 表 者 名 印

平成 17年度第2期システム提供確認書

平成 17年度第2期定置用燃料電池大規模実証事業において、下記のとおり定置用燃料電池システムを提供します。

記

燃料種	件数	定格出力 (kW)	定格運転時の発電効率 (HHV)	定格運転時の総合効率 (HHV)	50%負荷運転時発電効率 (HHV)	50%負荷運転時総合効率 (HHV)	耐久性 (年)	提供年月日

以 上

(様式第2)

エネ財計第 号
平成 年 月 日

申請者の名称及び
代表者名

あて

財団法人 新エネルギー財団
会長 名 印

平成 年度第 期交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった定置用燃料電池大規模実証事業費助成金については、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号
2. 助成金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け第 号をもって申請があった平成 年度第 期交付申請書の記載内容のとおりとする。ただし、システム設置件数は次表のとおりとし、事業内容については台数減少分を勘案し、申請書に記載した事業内容の範囲で変更することができるものとする。

メーカー名	設置件数

3. 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。
助成事業に要する経費 : 設置台数 台分の助成事業の経費とする。
助成対象経費 : 設置台数 台分の助成対象経費とする。
助成金の額 : 金 , , , 円 (6,000,000 円 × 台)
ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費又は助成金の額については、別に通知するところによるものとする。
4. 交付規程第12条の規定に基づく詳細データを取得する設置先は、次のとおりとする。
5. 実施者は、交付規程、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を実施しなければならない。
6. 実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
(1) 交付規程第17条の規定による交付決定の取消し並びに交付規程第18条の規定による助成金等の返還及び加算金の納付。

- (2) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）及び財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）は、相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (3) 機構及び財団は、実施者等の名称及び不正内容を公表すること
7. 実施者は、交付規程第16条第2項の規程に基づき概算払請求書を提出することができるものとする。
8. 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該仕入控除税額を減額することとする。
9. 助成金の額の確定額は、システム設置1台当たりの助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と実績報告書のシステム設置1台当たりの実支出額とのいずれか低い額を算定基礎として、それぞれ設置台数に当該金額を乗じて得た額の合計額とする。
10. 助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。
- (1) 実施者は、助成金交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に助成金交付申請取下げ届出書を財団に提出すべきこと。
- (2) 実施者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、一般の競争入札に付することが困難又は不相当である場合を除き、一般競争入札に付すべきこと。
また、実施者は、助成事業を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとするときは、この規程に定める事項を内容とする契約を締結しなければならない。
- (3) 実施者は、設置件数の変更、助成事業の終了時期の変更、助成事業の全部又は一部を他に承継、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは財団の承認を受けるべきこと。
- (4) 実施者は、財団が必要と認めて要求したときは、助成事業の実施状況に関し、実施状況報告書を提出すべきこと。
- (5) 実施者は、助成事業が完了した日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）までに実績報告書を財団に提出すべきこと。
- (6) 実施者は、財団が助成事業に係る実績の報告等が助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。
- (7) 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができること。
一 実施者が法令又はこの規程に基づく財団の交付決定の内容若しくは指示に違反した場合
二 実施者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
三 実施者が財団との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をした場合
四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (8) 財団が、交付規程第17条第1項の規定に基づいて助成事業の取消しに係る部分に関し、返還

を請求したときは、期限までに返還すべきこと。

- (9) 実施者は、交付規程第18条第1項の規定に基づく助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- (10) 実施者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (11) 実施者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。また、処分制限されている取得財産等については管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならないこと。
- (12) 処分制限されている取得財産等を処分することにより、収入があったときは、収入金報告書を財団に提出し、財団の請求に応じその収入の一部を財団に納付しなければならないこと。
- (13) 実施者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産を処分制限期間中に処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けるべきこと。
- (14) 実施者は、産業財産権を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に届出書を財団に提出すべきこと。
- (15) 実施者は、助成事業の成果に基づく知的財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間は、収益状況報告書を財団に提出すべきこと。
- (16) 実施者の合併又は分割等により他の法人に助成事業を承継する場合には、その事業を承継する者は、当該助成事業を継続して実施することについて予め承継承認申請書を財団に提出し、承認を受けるべきこと。
- (17) 実施者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- (18) 実施者は、財団が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (19) 実施者は、財団が助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく指示に従うべきこと。
- (20) 実施者は、助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった

日)の属する会計年度の終了後5年間、財団が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すべきこと。

- (21) 実施者は、定置用燃料電池システムを設置後に実績報告書又は期末実績報告書を提出した月の翌月の1日から2年間、四半期毎にまとめて定期報告すべきこと。
- (22) 実施者は、財団が助成事業の円滑なる運営を図るため必要な指示をしたときは、実施者等はこれに協力すべきこと。
- (23) 実施者は、購入するシステムメーカーとの間で締結している実施者の所有する知的財産権、共同開発、技術供与及びノウハウ開示その他実施者と購入メーカーとの取引によって実施者に利益が生じる契約関係が存在する場合は、交付規程第11条第1項に基づく実績報告書を提出するにあたっては、購入するシステム価格から利益相当分を除いた金額を算定基礎として実績報告書を作成し、その内容が確認できる書類を添付して提出すべきこと。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。